

組合加入の御案内

平成 2 9 年 7 月

全国肉牛事業協同組合

〒105-0003

東京都港区西新橋 1 - 2 2 - 1 2

電話 0 3 - 3 5 0 3 - 8 3 8 0

Fax 0 3 - 3 5 0 3 - 8 3 8 2

h t t p : //www.jcic-fl.jp/

1 《組合員となることのできる事業者の資格について》

「定款第8条 抜粋」

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

- (1) 肉用牛生産業又は酪農業を行う事業者であること。
- (2) 組合の地区内に事業場を有すること。

注)組合の地区は、全国です。

2 《加入及び出資の手続について》

「定款第9条 抜粋」

(加入)

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、組合に加入することができる。

- 2 本組合は、加入の申し込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(1) 加入申込

加入を希望する事業者は、「全国肉牛事業協同組合加入及び出資金申込書」(様式第1号)(以下「加入申込書」という。)を組合に提出願います。

(2) 加入申込付記事項

出資口数、出資金額、資本の総額、従業員数、飼養規模等必要事項をもれなく記入願います。

(3) 出資金

出資金 1口の金額は、50,000円で、何口でも結構です。

(4) 年会費(賦課金)

本年度の年会費(賦課金)は、年10,000円です。

(但し、年度の途中での入会であっても同額とし、脱会年については免除されます。)

(5) 出資金・年会費の納入

加入申込書〔上記2の(1)〕の提出に当たっては、出資金及び年会費(賦課金)を別記所定の口座(6《出資金及び年会費(賦課金)の振込口座》)に納入願います。

(6) 加入承諾について

定款第9条第2項の規定により、入会が承諾されたときは、組合より「組合加入承諾について」ご通知申し上げます。

なお、出資金の納入があったものについては出資証券を送付いたします。

(注)

① 賦課金について「領収書」が必要な場合はお申し出下さい。

② 送金手数料については、加入者にて負担願います。

3 《増資の申し込みについて》

組合に加入後、増資を希望する際には、「全国肉牛事業協同組合増資申込書」(様式第2号)に必要事項を記入し組合に提出の上、別記所定の口座(6《出資金及び年会費(賦課金)の振込口座》)に増資金額を納入願います。

(注) 送金手数料については、加入者にて負担願います。

4 《出資証券について》

組合は、出資金の納入及び増資を受けた際には、振込みを受けた日付にて出資証券を発行致します。

なお、出資証券を受領した際には、「出資証券受領書」〔用紙は出資証券に同封して発送〕を組合に提出願います。

5 《年会費（賦課金）について》

「定款第16条 抜粋」

（経費の賦課）

第16条 本組合は、その行う事業の費用（使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く）に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

2 前項の経費の額、その徴収の時期及びその他必要な事項は総代会において定める。

（1）定款第16条の規程による年会費（賦課金）は毎年通常総代会において決定しておりますが、本年度の年会費（賦課金）は、10,000円です。

（2）年会費（賦課金）は、所定の口座（6《出資金及び年会費（賦課金）座》の振込口）に納入願います。

（注）

① 賦課金は課税対象外として取り扱うので、組合員は課税仕入れにはなりません。

② 送金手数料については、加入者にてご負担願います。

6 《出資配当金について》

定款第63条及び第64条の規程に基づき、利益剰余金に前期の繰越利益又は繰越損失を加減したものから法定利益準備金、その他特別積立金等を控除してなお剰余がある時は、総代会の議決により配当します。その配当金は、原則的には組合員別の積立として組合が預かることとします。もし、積立を希望しない場合は、組合までご連絡ください。

7 《出資金及び年会費（賦課金）の振込口座》

みずほ銀行 虎ノ門支店
普通 4049487
ゼンコクニクウジギョウキョウトウクミアイ
全国肉牛事業協同組合

8 《その他》

入会、脱会及び組合事業の詳細等については、全国肉牛事業協同組合定款及び本年度の事業計画書を参照願います。